

広島県告示第四百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成三十年六月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
百島診療所	尾道市百島町九七二番地	平成三〇年四月一日
おひさま薬局	尾道市新高山三丁目一七〇番地二一四	平成三〇年四月一日
ウォンツ大竹薬局	大竹市油見三丁目二〇番九号	平成三〇年五月一日
うたのはら整形外科クリニック	東広島市西条町寺家五二八四番地一	平成三〇年四月一六日
佐々木医院	東広島市八本松町原六七六九番地	平成三〇年四月一日
そね内科クリニック	東広島市西条町御菌宇四二八一番地一 東広島クリニックビル一階	平成三〇年五月一日
こばやし整形外科クリニック	東広島市黒瀬町檜原七八八番地一	平成三〇年五月一日
ゆかわ脳神経外科クリニック	東広島市西条土与丸五丁目九番三四号	平成三〇年四月一日
山田歯科	東広島市西条町西条東一二四三番地三	平成三〇年四月一日
八本松歯科医院	東広島市八本松東三丁目一〇番四一号	平成三〇年四月一日
かなえ薬局寺家	東広島市西条町寺家四七三二番地一	平成三〇年四月一日
早田薬局	東広島市安芸津町三津四三九四番地一	平成三〇年四月一日
田口脳心臓血管クリニック	廿日市市阿品三丁目二番一八号	平成三〇年四月一日
訪問看護ステーションコープはつかいち	廿日市市大野原一丁目二番一〇号	平成三〇年四月一日

医療法人しみずハート内科 クリニック	安芸郡府中町大須三丁目八番五 六号 大田ビル二〇一号	平成三〇年四月一日
有限会社ヒラノ薬局	安芸郡府中町青崎東一九番三四 一〇一号	平成三〇年二月一日